

北上市鳥獣被害対策実施隊設置規則の一部を改正する規則

北上市鳥獣被害対策実施隊設置規則（平成26年北上市規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職務)</p> <p>第2条 実施隊は、法第4条第1項の規定による北上市鳥獣被害防止計画（以下「計画」という。）に基づく被害防止施策を適切に実施するため、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 計画に定める対象鳥獣（以下「対象鳥獣」という。）の<u>捕獲</u>及び<u>追い払い</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 隊員の任期は、<u>委嘱の日から当該年度の3月31日まで</u>とし、再任を妨げない。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(職務)</p> <p>第2条 実施隊は、法第4条第1項の規定による北上市鳥獣被害防止計画（以下「計画」という。）に基づく被害防止施策を適切に実施するため、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 計画に定める対象鳥獣（以下「対象鳥獣」という。）の<u>捕獲等</u>及び<u>追い払い</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、実施隊は、市長が必要と認めるときは、対象鳥獣以外の鳥獣であって農林水産業等に係る被害の原因となるものについて、住民の生命、身体又は財産に係る被害を防止するため、捕獲等及び追い払いを行うことができる。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第4条 隊員の任期は、<u>3年以内</u>とし、再任を妨げない。</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。